

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新羽町1189番地4

シリウスビジョン株式会社

代 表 取 締 役 辻 谷 潤 一

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第47期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://siriusvision.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「シリウスビジョン」またはコード「6276」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年3月23日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

#### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月24日(火曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号  
新横浜グレイスホテル  
(末尾の「第47期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第47期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第47期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）  
計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1)インターネットによる方法と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
  - (2)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

(3)電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

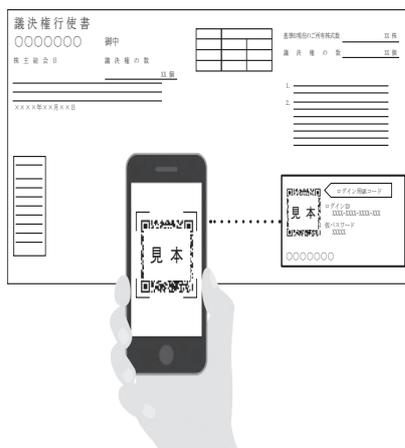


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

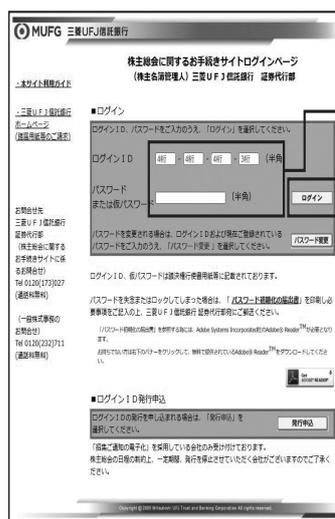


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事 業 報 告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の世界経済は、総じて底堅く推移しました。米国では関税負担は増大したものの内需拡大が景気をけん引し、欧州では物価および雇用の安定化を背景に成長が持続しました。中国では外需は堅調も景気刺激策の効果一巡等で内需が悪化し、年後半に減速しました。日本経済は、物価高や実質賃金の減少が続いたものの、堅調な雇用環境や個人消費に支えられ緩やかに回復しました。今後も、地政学リスクの高まり、経済ナショナリズムの拡大、中国経済の減速継続等、不透明な状況が続く見通しです。

こうした経済環境の中、当社グループのビジョンであります「モノづくり現場の目視検査ゼロ」を実現するために、中期経営計画達成に向けた事業戦略を遂行してまいりましたが、当連結会計年度の当社グループの売上高は、前連結会計年度23億14百万円に対し10.8%減少の20億64百万円となりました。

画像検査事業の環境は、当連結会計年度を通じて厳しい状況が継続しました。主力市場であるラベル印刷検査市場における設備投資の先送りが続いた影響から、印刷品質検査用ソフトウェア「AsmilVision」を搭載したラベル印刷検査機の販売は低調に推移しました。加えて、グラビア印刷および紙器・パッケージ印刷市場における設備投資も低迷し、これらの市場向けに開発してきたグラビアシリンダー版検査機「GRACE」と高速幅広検査用ソフトウェア「PolarVision」についても、売上は低迷しました。これら主力製品の販売遅延の影響により、当連結会計年度の国内画像検査事業の売上は前年同期比で減少いたしました。このように厳しい事業環境ではありますが、昨年後半からラベル印刷機・加工機の設備投資が徐々に回復しはじめており、当社ラベル印刷検査機の受注も増加に転じています。また、ボトル・容器印刷検査機売上とともに長期間低迷してきたカード検査機の売上・受注が増大しています。当社の主力製品であるグラビア・商業印刷用刷り出し検版機の「S-Scan-LNC」は、大手印刷会社への複数台の導入が続くなど好調に推移しており、2026年12月期の売上回復に寄与すると期待されています。

なお、当期末において今後の収益性の回復が不透明であることを踏まえ、固定資産の回収可能性を改めて検討した結果、第2四半期連結会計期間における減損損失の計上に加え

て、当下期に計上した有形固定資産および無形固定資産について97百万円の追加の減損損失を特別損失として計上いたしました。これにより当連結会計年度における国内画像検査事業に係る減損損失の計上額は、合計5億42百万円となりました。また、希望退職優遇制度の実施に伴い発生した特別退職支援金等の費用について、事業構造再編費用69百万円を特別損失に計上いたしました。

当社画像検査事業をAI(人工知能)とDX(デジタルトランスフォーメーション)、クラウドサービスで支える株式会社UniARTSは、DX戦略の推進方法を見直し、AIを主軸にした製品開発・販売に注力してきました。その結果、ラベル印刷メーカーや紙器・パッケージ製造メーカーへ、当社製AIシステム「AI印刷検査」の導入が進行しております。なお、2025年11月14日に新製品として発表した利用者による学習が不要の新AI「Regulus」(<https://siriusvision.co.jp/ai/regulus/>)は、印刷業界だけではなく、半導体・ウエハー・電子基板業界からも注目されています。

また、2025年10月29日にリリースした、重さ10kgの小型卓上検査機「S-Comet(エスコメット)」は、各種印刷物、化粧品・医薬品容器、アクリルスタンド、家電製品の銘板、半導体・電子基板など各種製品の目視検査をAIによる自動検査に置き換えることができる、現場に優しい画期的な検査機であると高評価され、各業界からの引き合いが増大しています。

ウェブソフトウェアとクラウドサービスの企画・開発・運営を行う株式会社ウェブインパクトは、「WEB給(給与明細サービス)」、「Sync(スケジューラ同期サービス)」、「QUICK GATE(スキー場チケット販売サービス)」などのプロダクト販売や、システム運用サービスが引き続き堅調に推移するとともに、受託開発売上と申請審査クラウドシステムの官公庁向けの売上也堅調でした。

海外市場は、引き続き中国経済悪化による不況の長期化の影響を受けております。

長期の経済不況が続く中国の当社グループ会社、希瑞斯(上海)視覚科技有限公司(シリウスビジョン上海)では、赤字体質からの脱却を目指し、大幅な人員削減、オフィスの移転・縮小・撤収、その他固定費の圧縮といった構造改革を断行してまいりました。同時に、当社画像検査ソフトウェアを採用している中国機械メーカーとの連携を強化し、最小のリソースで当社の画像検査ソフトウェア技術を中国市場へ浸透させる営業活動を実行しています。さらに、当社画像検査ソフトウェアを搭載した中国製検査機を日本の顧客へ販売(輸出)することにより、シリウスビジョン上海の画像検査事業の黒字転換を図ってまいります。

ASEAN画像検査事業は、前連結会計年度までに実施した固定費削減策の効果が一部見られたものの、依然として事業環境は厳しく、業績への寄与は限定的な状況となっております。

当社は、収益性の改善に向けて営業・技術連携の強化や現地運営体制の見直しに取り組むとともに、第3四半期以降には現地人員の適正化(退職によるコスト削減)を実施し固定費の一層の圧縮を図りました。

今後につきましては、同地域における新規案件獲得活動を最小限にとどめつつ、現地拠点は主として国内事業の支援機能を担う体制へ移行し、限られたリソースを効率的に活用してまいります。あわせて、当該地域における事業の持続可能性および収益性を総合的に勘案し、今後の事業展開については、事業規模の見直しや撤退を含めたあらゆる選択肢を視野に入れ、慎重に検討を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績につきましては、売上高20億64百万円（前年同期比10.8%減）となりました。また、損益面におきましては、営業損失1億40百万円（前年同期は1億12百万円の損失）、経常損失1億26百万円（前年同期は84百万円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は7億31百万円（前年同期は1億62百万円の損失）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、2億64百万円であります。

その主なものは、当社の大阪技術センターの改装工事費用による建設仮勘定（8百万円）及びシステム開発によるソフトウェア（2億40百万円）であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として2億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通り、当社において固定資産の減損を計上することといたしましたが、近年の業績低迷の状況を鑑み、役員報酬削減や技術開発拠点の再編による事務所コストの低減、研究開発投資の凍結、新規機械・新型ソフトウェア開発に関わる設備・人材投資の削減によりコスト体質の改善を進めてまいりました。さらに、昨年夏に開始した国内事業体制の再構築に伴う希望退職優遇制度を遂行するとともに、海外拠点のリストラと海外事業体制の再編により、グループ事業構造およびコスト構造の抜本的な改革を実行してまいりました (<https://siriusvision.co.jp/wp-content/uploads/SiriusVision251114SRP.pdf>)。

今後は、画像検査機的设计・開発部門の要員と画像検査ソフトウェアの研究開発部門の要員を営業技術・顧客サポート部門にシフトするとともに、既存顧客向けに新たなソフトウェアサポートサービスを提供する仕組みを構築し、技術サポート業務の効率化とリピート営業の促進により、画像検査事業の利益向上を図ってまいります。

このような事業環境における翌連結会計年度(2026年12月期)の連結業績見通しにつきましては、売上高20億80百万円、営業利益1億10百万円、経常利益1億20百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億円を予想しております。なお、この業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

なお、以上の当社グループ事業状況と今後の見通しを含む「2025年12月期決算説明」につきましては、当社ホームページ「<https://siriusvision.co.jp/ir/>」に掲載の資料「260216SVG事業状況と2025年決算説明」をご参照ください。

#### (継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度においても重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状態が継続していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているものと認識しております。

当該事象または状況を解消するため、当社は、海外事業の抜本的見直しや撤退を含む事業ポートフォリオの検討、研究開発活動の凍結、事務所の解約と集約など、徹底したコストダウンを実行しております。また、既存事業の営業活動強化による売上高の伸長に加え、新たな海外ネットワーク構築により新規事業領域での収益基盤を確立し、収益力と企業価値の向上に努めてまいります。

なお、財務面においては、保有有価証券の売却、徹底した固定費の削減並びに金融機関からの運転資金の調達等により、当面の事業資金を確保できる見込みであることから、当連結会計年度末において資金繰りの重要な懸念はありません。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、当連結財務諸表への注記は記載していません。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2022年12月期)	第45期 (2023年12月期)	第46期 (2024年12月期)	第47期(当期) (2025年12月期)
売上高 (千円)	1,729,098	2,287,386	2,314,764	2,064,763
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△425,185	90,353	△162,606	△731,214
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△92.66	19.61	△35.13	△157.46
総資産 (千円)	3,112,393	3,356,051	3,193,608	2,576,031
純資産 (千円)	2,645,297	2,744,059	2,548,014	1,784,587

(注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式数には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(第44期179,841株、第45期179,183株、第46期177,516株、第47期172,797株)を含めております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2022年12月期)	第45期 (2023年12月期)	第46期 (2024年12月期)	第47期(当期) (2025年12月期)
売上高 (千円)	1,254,984	1,916,208	1,795,293	1,622,550
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△523,494	271,216	△410,038	△793,346
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△114.08	58.86	△88.59	△170.84
総資産 (千円)	2,853,982	3,287,361	2,858,426	2,230,272
純資産 (千円)	2,541,194	2,794,784	2,363,902	1,535,018

(注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式数には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(第44期179,841株、第45期179,183株、第46期177,516株、第47期172,797株)を含めております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブインパクト	42,425千円	69.1%	コンピュータソフトウェアの開発・運営・販売
株式会社UniARTS	50,000千円	90%	ネットワークデバイスを活用したクラウドサービス事業、製品品質に関するデータ解析・コンサルティング事業、デジタルデータのアーカイブ・解析・コンサルティング事業等
希瑞斯(上海)視覚科技有限公司	1,400千米ドル	100%	画像検査機・画像検査ソフトウェアと関連製品の企画・販売
SiriusVision VIETNAM Co., LTD.	600千米ドル	100%	ベトナム市場向け画像検査機と関連製品の企画・販売
SiriusVision (THAILAND) Co., LTD.	10,000千タイバーツ	98% [2%]	アセアン市場向け画像検査機と関連製品の企画・販売

(注)議決権の所有割合の [ ] 内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。

## (7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、画像検査システムとその周辺機器の開発・販売、ネットワークデバイスを活用したクラウドサービス事業、製品品質に関するデータ解析・コンサルティング事業、デジタルデータのアーカイブ・解析・コンサルティング事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

①当社

本社, 横浜技術センター: 神奈川県横浜市港北区新羽町1189番地4

大阪技術センター: 大阪府大阪市西成区南津守二丁目2-17

(注) 渋谷オフィスは2025年8月に閉鎖いたしました。

②子会社

株式会社ウェブインパクト

(本社: 東京都千代田区神田須田町二丁目2-2)

株式会社UniARTS

(本社: 神奈川県横浜市港北区新羽町1189番地4)

希瑞斯(上海)視覚科技有限公司

(本社: 上海市長寧区仙霞路99号 18F-116)

SiriusVision VIETNAM Co., LTD.

(本社: 16th Floor, Icon4 Tower, 243A De La Thanh Street, Lang Thuong Ward, Dong Da District, Hanoi, Vietnam)

SiriusVision(THAILAND) Co., LTD.

(本社: 135/70-71 Bangkhunnon Rd., Bangkoknoi, Bangkok 10700 Thailand)

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
85名	35名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名(2名)	24名減(-)	44.7歳	7.4年

(注) 従業員数は在籍社員を示し、臨時従業員(パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員)は、( )内に在籍人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	270百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,780,000株  
(2) 発行済株式の総数 5,722,500株 (自己株式905,912株を含む。)  
(3) 株主数 4,521名  
(4) 大株主

氏名または名称	所有株式数(株)	持株比率(%)
株式会社ILホールディングス	250,000	5.19
株式会社千代田グラビヤ	236,700	4.91
GMOクリック証券株式会社	214,200	4.45
板東俊輔	184,000	3.82
シリウスビジョン持株会	178,400	3.70
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	170,900	3.55
ツジカワ株式会社	150,420	3.12
メッシュ株式会社	144,610	3.00
辻谷潤一	117,165	2.43
モルガンスタンレーMUFJ証券株式会社	114,800	2.38

(注) 1. 当社は、自己株式905,912株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式(905,912株)を控除して計算しております。なお、自己株式(905,912株)には、J-ESOPの信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式170,900株は含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	辻 谷 潤 一	株式会社ウェブインパクト取締役 希瑞斯（上海）視覚科技有限公司董事長 株式会社UniARTS代表取締役CEO
取 締 役	日 沼 徹	株式会社ウェブインパクト取締役 希瑞斯（上海）視覚科技有限公司監事 株式会社UniARTS取締役CFO
取 締 役	鬼 澤 裕 彦	SiriusVision VIETNAM Co.,LTD. 取締役 SiriusVision (THAILAND) Co.,LTD. 取締役
取 締 役	重 田 篤 史	株式会社アットウェア取締役 株式会社UniARTS取締役COO
取 締 役	平 川 大	株式会社メディカルネット代表取締役会長CEO（ビジネスデ ィベロップメント本部担当） Medical Net Thailand Co., Ltd. 取締役 株式会社オカムラ取締役 Pacific Dental Care Co., Ltd. 取締役 ノーエチ薬品株式会社取締役 NU-DENT Co., Ltd. 取締役 D.D.DENT Co., Ltd. 取締役 Fukumori Dental Clinic Co., Ltd. 取締役 AVsion Co.,Ltd. 取締役 有限会社吉見歯科器械店取締役
取 締 役	田 坂 正 樹	株式会社ピーバンドットコム取締役会長ファウンダー ゲンダイエージェンシー株式会社社外取締役 株式会社ワークポート社外取締役
常 勤 監 査 役	大 山 弘	
監 査 役	吉 嶋 厚	株式会社SKインテリア マット事業部部長
監 査 役	鈴 木 雅 士	せとうちみらいパートナーズ株式会社代表取締役 新広島会計事務所代表 きぼう監査法人パートナー

(注)1. 取締役平川大氏、田坂正樹氏は、社外取締役であります。

2. 監査役大山弘氏、吉嶋厚氏及び鈴木雅士氏は、社外監査役であります。

3. 取締役平川大氏、田坂正樹氏、監査役大山弘氏、吉嶋厚氏及び鈴木雅士氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 株式会社ウェブインパクト、株式会社UniARTS、希瑞斯（上海）視覚科技有限公司、SiriusVision VIETNAM Co.,LTD.、SiriusVision (THAILAND) Co.,LTD. は、当社の子会社であります。

5. 監査役鈴木雅士氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟含む）等に起因して、被保険者が負担することになる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合など、犯罪行為・不正行為等の法令違反を認識しながら行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

長期安定的な当社株式保有の促進を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式を付与する。個別の取締役に付与する譲渡制限付株式の個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定する。

ニ. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど報酬が高まる構成とし、任意の役員報酬人事委員会(社外取締役1名、社外監査役2名にて構成)において検討を行う。取締役会(ホの委任を受けた代表取締役社長)は任意の役員報酬人事委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けて決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の役員報酬人事委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、任意の報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	66,960 (6,960)	66,960 (6,960)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,650 (12,650)	12,650 (12,650)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	79,610 (19,610)	79,610 (19,610)	— (—)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第40期定時株主総会にて年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、同総会にて、上記の金銭報酬とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額18,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、これにより発行または処分する普通株式の総数を年18,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第40期定時株主総会にて、年額25,000千円以内と決議いただいております。また、同総会にて、上記の金銭報酬とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額2,000千円以内、これにより発行又は処分する普通株式の総数を年2,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役辻谷潤一に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、各取締役の地位及び担当、功績等も踏まえ、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。
5. 通期連結業績予想の修正および配当予想の修正等に至った事態を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため取締役の報酬について役位に応じて20%～30%の報酬の減額及び監査役については10%の報酬の自主返納を行っております。上記表に記載の金額は当該減額及び返納後の金額であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役平川大氏は、株式会社メディカルネットの代表取締役会長CEO（ビジネスディベロップメント本部担当）、Medical Net Thailand Co., Ltd. の取締役、株式会社オカムラの取締役、Pacific Dental Care Co., Ltd. の取締役、ノーエチ薬品株式会社の取締役、NU-DENT Co., Ltd. の取締役、D.D.DENT Co., Ltd. の取締役、Fukumori Dental Clinic Co., Ltd. の取締役、AVsion Co., Ltd. の取締役、有限会社吉見歯科器械店の取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役田坂正樹氏は、株式会社ピーバンドットコム取締役会長ファウンダー、ゲンダイエージェンシー株式会社の社外取締役、株式会社ワークポートの社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役吉嶋厚氏は、株式会社SKインテリアのマット事業部部長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木雅士氏は、せとうちみらいパートナーズ株式会社の代表取締役、新広島会計事務所の代表、きぼう監査法人のパートナーであります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	平 川 大	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席（13回／13回）し、主に数々の企業の経営支援に参画された豊かな経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	田 坂 正 樹	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席（13回／13回）し、主に数々の企業の経営支援に参画された豊かな経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	大 山 弘	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席（取締役会13回／13回、監査役会12回／12回）し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場からの発言を行っております。
監 査 役	吉 嶋 厚	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席（取締役会13回／13回、監査役会12回／12回）し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場からの発言を行っております。
監 査 役	鈴 木 雅 士	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席（取締役会13回／13回、監査役会12回／12回）し、主に長年にわたる企業コンサルティングの豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場からの発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注)1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等の区分をしておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の連結子会社のうち、希瑞斯(上海)視覚科技有限公司、SiriusVision VIETNAM Co., LTD.、SiriusVision(THAILAND) Co., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合による場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人の解任または不再任をいたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制

コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役職員が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動を取るための行動規範を定める。また、その徹底を図る為、管理本部にて全社のコンプライアンスの取り組みを統括・監査する。これら活動は定期的に取り締役会に報告するものとし、取締役会には社外監査役を含む監査役も全員出席する。法令上疑義のある行為等について従業員が情報提供を行う手段として内部通報システムを構築し、同システムにより、法令違反行為等の通報を受けた場合には、調査、事実確認、再発防止策の策定を行い、取締役会及び監査役会に報告する。

#### ②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、為替等にかかるリスクのうち、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- イ. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期計画を策定する。
  - ロ. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の業績目標及び予算を設定する。取締役会は、研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、取締役会は、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
  - ハ. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ニ. 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
- ホ. 取締役会は、毎月、月次の業績について、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
  - ヘ. 前項の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が重視すべき具体的な施策及び権限分配を含めた業務遂行体制の改善を図る。

- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
管理本部が、当社及び子会社からなる企業集団全体の法令順守、リスク管理を組織横断的に監視すると共に、当社取締役会に子会社の取締役も出席し、次の事項を報告する。
- イ. 経営会議で決議された事項
  - ロ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
  - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ホ. 重大な法令・定款違反
  - ヘ. 内部通報制度の通報状況及び内容
  - ト. その他コンプライアンス上重要な事項
- ⑥反社会的勢力を排除するための体制
- イ. 反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを取締役、使用人及び当企業集団の全てにおいて深く認識し、その犯罪防止に向けて体制の整備を行う。
  - ロ. 反社会的勢力に対する情報収集及び反社会的勢力等への対応については管理本部を統括部署とし、管理本部は、随時、関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受ける。
- ⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助職員」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役会は、特段の事由がない限り、監査役が当社使用人のうちから補助職員を選任することを認める。監査役より監査業務の指示、命令を受けた補助職員は、その指示、命令に関し、取締役他役職員の指揮命令を受けないものとし、補助職員の人事異動は監査役会の同意を得る。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、次の事項を監査役に報告する。
    - a. 経営会議で決議された事項
    - b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
    - c. 毎月の経営状況として重要な事項
    - d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - e. 重大な法令・定款違反
    - f. 内部通報制度の通報状況及び内容
    - g. その他コンプライアンス上重要な事項

ロ. 使用人は前項b及びeに関する重大な事項を発見した場合、監査役(社外監査役を含む。)にこれを直接報告することができる。

⑨その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、また、取締役会等の重要な社内会議に出席し、意見を聴取する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、上記(1)に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、また、企業集団の業務の適正を確保する為の適切な運用に努めており、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるため、3名の社外監査役も取締役会に出席した上で、議事運営および決議内容を監査し、かつ積極的に意見表明を行っております。

②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役および取締役・会計監査人とのコミュニケーションの充実を図っております。また、常勤監査役は、業務報告会等の社内の重要な会議に出席し、各部門への往査および重要文書の閲覧を中心に職務の執行状況を監視しております。

③内部監査は、内部監査室が担当しております。具体的には、内部監査室は各部署の業務が法令・定款・社内規則等に従い、適正かつ有効に運営されているかを調査し、その結果を代表取締役に報告すると同時に適切な指導を行う事に因り、経営効率の向上を図り、不正や事故の発生を未然に防ぐため、内部監査を実施しております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、将来の事業展開と経営体質の強化の為に内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、期末配当の年1回の剰余金の配当を実施する方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、前事業年度に引き続き当事業年度も純損失を計上する見通しであり、2期連続での赤字により、利益剰余金による配当原資の確保が困難な状況となっております。このような経営環境を総合的に勘案した結果、当事業年度の期末配当につきましては無配とさせていただくことといたしました。

内部留保金につきましては、時代の要求や市場のニーズに応える優れた製品開発・研究開発活動及び経営体質の一層の改善・効率化のための投資等に活用し、事業の発展に貢献してまいります。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(2,086,906)	流動負債	(627,501)
現金及び預金	1,086,943	支払手形及び買掛金	147,597
受取手形及び売掛金	270,907	短期借入金	200,000
電子記録債権	31,770	1年内返済予定の長期借入金	19,992
商品及び製品	84,980	契約負債	109,957
仕掛品	326,214	リース債務	1,910
原材料及び貯蔵品	234,299	未払法人税等	4,762
その他	52,516	未払消費税等	18,482
貸倒引当金	△725	賞与引当金	10,390
固定資産	(489,125)	その他	114,407
有形固定資産	(2,174)	固定負債	(163,942)
建物及び構築物	376	長期借入金	50,020
機械装置及び運搬具	648	リース債務	6,808
その他	1,149	株式給付引当金	48,483
無形固定資産	(83,227)	繰延税金負債	27,059
のれん	36,363	その他	31,571
ソフトウェア	46,373	負債合計	791,443
ソフトウェア仮勘定	490	純資産の部	
投資その他の資産	(403,723)	株主資本	(1,542,444)
投資有価証券	331,762	資本金	100,000
繰延税金資産	22,920	資本剰余金	1,951,442
その他	49,732	利益剰余金	△152,378
貸倒引当金	△691	自己株式	△356,618
資産合計	2,576,031	その他の包括利益累計額	(163,968)
		その他有価証券評価差額金	80,704
		為替換算調整勘定	83,264
		非支配株主持分	78,173
		純資産合計	1,784,587
		負債純資産合計	2,576,031

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,064,763
売上原価		1,057,376
売上総利益		1,007,387
販売費及び一般管理費		1,147,937
営業損失		140,550
営業外収益		
受取利息	1,005	
受取配当金	9,981	
為替差益	8,699	
その他	2,892	22,579
営業外費用		
支払利息	2,483	
棚卸資産廃棄損	5,868	
その他	294	8,646
経常損失		126,617
特別利益		
投資有価証券売却益	18,933	18,933
特別損失		
減損損失	542,809	
事業構造再編費用	69,434	612,243
税金等調整前当期純損失		719,927
法人税、住民税及び事業税	19,227	
法人税等調整額	△11,142	8,085
当期純損失		728,013
非支配株主に帰属する当期純利益		3,201
親会社株主に帰属する当期純損失		731,214

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年1月1日残高	100,000	1,950,469	627,001	△357,997	2,319,472
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△48,165		△48,165
親会社株主に帰属する当期純損失			△731,214		△731,214
自己株式の処分				1,379	1,379
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		973			973
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	973	△779,379	1,379	△777,027
2025年12月31日残高	100,000	1,951,442	△152,378	△356,618	1,542,444

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年1月1日残高	69,455	83,030	152,486	76,054	2,548,014
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△48,165
親会社株主に帰属する当期純損失					△731,214
自己株式の処分					1,379
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					973
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,248	233	11,482	2,119	13,601
当期変動額合計	11,248	233	11,482	2,119	△763,426
2025年12月31日残高	80,704	83,264	163,968	78,173	1,784,587

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

シリウスビジョン株式会社

取締役会 御中

史彩監査法人  
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 関 隆浩  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シリウスビジョン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シリウスビジョン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	(1,729,517)	<b>流動負債</b>	(544,155)
現金及び預金	816,136	買掛金	137,725
電子記録債権	31,770	短期借入金	200,000
売掛金	285,082	1年内返済予定の長期借入金	19,992
仕掛品	323,692	リース債務	1,910
原材料及び貯蔵品	200,460	未払金	40,456
前払費用	15,701	未払費用	24,379
未収入金	20,665	未払法人税等	4,570
関係会社短期貸付金	74,583	預り金	13,399
短期貸付金	5,000	契約負債	82,422
その他の他	25,467	その他	19,298
貸倒引当金	△69,043	<b>固定負債</b>	(151,098)
<b>固定資産</b>	(500,755)	長期借入金	50,020
投資その他の資産	(500,755)	リース債務	6,808
投資有価証券	331,762	株式給付引当金	35,638
関係会社株式	120,688	繰延税金負債	27,059
関係会社長期貸付金	50,312	その他	31,571
長期貸付金	3,333	<b>負債合計</b>	695,254
破産更生債権等	691	<b>純資産の部</b>	
その他の他	26,533	<b>株主資本</b>	(1,454,313)
貸倒引当金	△32,566	資本金	(100,000)
<b>資産合計</b>	2,230,272	資本剰余金	(1,948,940)
		資本準備金	942,600
		その他資本剰余金	1,006,340
		<b>利益剰余金</b>	(△238,007)
		利益準備金	136,639
		その他利益剰余金	△374,647
		別途積立金	330,000
		繰越利益剰余金	△704,647
		<b>自己株式</b>	(△356,618)
		評価・換算差額等	(80,704)
		その他有価証券評価差額金	80,704
		<b>純資産合計</b>	1,535,018
		<b>負債純資産合計</b>	2,230,272

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,622,550
売上原価		955,681
売上総利益		666,869
販売費及び一般管理費		896,765
営業損失		229,896
営業外収益		
受取利息	1,865	
受取配当金	9,981	
為替差益	1,858	
経営管理料	60,600	
その他	4,914	79,220
営業外費用		
支払利息	2,362	
その他	4	2,366
経常損失		153,042
特別利益		
投資有価証券売却益	18,933	
貸倒引当金戻入益	56,963	75,897
特別損失		
減損損失	584,510	
事業構造再編費用	69,434	
貸倒引当金繰入額	57,685	711,631
税引前当期純損失		788,776
法人税、住民税及び事業税	4,570	4,570
当期純損失		793,346

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
2025年1月1日残高	100,000	942,600	1,006,340	1,948,940	136,639	330,000	136,865	603,504
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△48,165	△48,165
当 期 純 損 失							△793,346	△793,346
自 己 株 式 の 処 分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△841,512	△841,512
2025年12月31日残高	100,000	942,600	1,006,340	1,948,940	136,639	330,000	△704,647	△238,007

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年1月1日残高	△357,997	2,294,447	69,455	69,455	2,363,902
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△48,165			△48,165
当 期 純 損 失		△793,346			△793,346
自 己 株 式 の 処 分	1,379	1,379			1,379
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			11,248	11,248	11,248
当 期 変 動 額 合 計	1,379	△840,133	11,248	11,248	△828,884
2025年12月31日残高	△356,618	1,454,313	80,704	80,704	1,535,018

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

シリウスビジョン株式会社  
取締役会 御中

史彩監査法人  
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 関 隆浩  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シリウスビジョン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

シリウスビジョン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 大 山 弘 (印)

社外監査役 吉 嶋 厚 (印)

社外監査役 鈴 木 雅 士 (印)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づく利益準備金の額の減少並びに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を実施したいと存じます。

なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はありませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

#### 1. 利益準備金の額の減少に関する事項

##### (1) 減少する準備金の額

利益準備金136,639,750円を全額減少いたします。

##### (2) 準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額136,639,750円的全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

##### (3) 効力発生日

2026年3月24日(予定)

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 238,007,549円

別途積立金 330,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 568,007,549円

##### (3) 効力発生日

2026年3月24日(予定)

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	つじ たに じゅん いち 辻 谷 潤 一 (1957年7月8日生)	1983年3月 京都大学大学院工学研究科 修了 2003年11月 当社入社 2007年4月 当社執行役員IDP部長 2010年6月 当社取締役検査装置部長 2011年4月 ナビタスビジョンソリューション株式会社代表取締役 2011年6月 当社取締役退任 2014年6月 当社取締役 2017年4月 当社代表取締役（現任） 2018年1月 タクトピクセル株式会社代表取締役 2018年5月 同社取締役会長 2020年3月 株式会社ウェブインパクト取締役（現任） 2021年11月 株式会社UniARTS取締役 2022年7月 同社代表取締役CEO（現任）  <重要な兼職の状況> 株式会社ウェブインパクト取締役 希瑞斯（上海）視覚科技有限公司董事長 株式会社UniARTS代表取締役CEO	117,165株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	おに ざわ ひろ ひこ 鬼 澤 裕 彦 (1971年12月25日生)	<p>1995年3月 中央大学商学部 卒業</p> <p>2002年10月 中央青山監査法人 入所</p> <p>2006年9月 あずさ監査法人 入所</p> <p>2012年8月 株式会社センサータ・テクノロジーズ ジャパン 入社</p> <p>2021年8月 当社 入社</p> <p>2021年11月 当社経理部長</p> <p>2024年1月 当社執行役員管理本部経理チーム担当</p> <p>2024年3月 SiriusVision VIETNAM Co.,LTD. 取締役 (現任) SiriusVision (THAILAND) Co.,LTD. 取締役 (現任)</p> <p>2025年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; SiriusVision VIETNAM Co.,LTD. 取締役 SiriusVision (THAILAND) Co.,LTD. 取締役</p>	3,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	しげ た あつ し 重 田 篤 史 (1972年3月6日生)	<p>1995年3月 桐蔭横浜大学工学部 卒業</p> <p>1995年4月 株式会社アイ・ジー・エス 入社</p> <p>1997年4月 日立ビジネスソリューション株式会社 入社</p> <p>2004年12月 株式会社アットウェア設立 取締役 (現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2020年3月 株式会社ウェブインパクト取締役</p> <p>2021年11月 株式会社UniARTS取締役COO (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社アットウェア取締役 株式会社UniARTS取締役COO</p>	15,134株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	ひらかわ だい 平川 大 (1973年2月2日生)	<p>1999年9月 ジュピター・プログラミング株式会社(現 株式会社ジュピターテレコム) 入社</p> <p>2001年6月 コンパックコンピューター株式会社(現 日本ヒューレット・パッカー株式会社) 入社</p> <p>2002年10月 日本ヒューレット・パッカー株式会社 入社</p> <p>2003年12月 NEC Corporation (Thailand) Ltd. 入社</p> <p>2005年4月 株式会社メディカルネット ソリューションセールス事業部ゼネラルマネージャー</p> <p>2006年8月 同社取締役</p> <p>2012年6月 同社代表取締役(ソリューションセールス事業部担当)</p> <p>2012年8月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年10月 Medical Net Thailand Co., Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2018年8月 株式会社メディカルネット 代表取締役会長 CEO(ビジネスディベロップメント本部担当) (現任)</p> <p>2018年12月 ブランネットワークス株式会社取締役</p> <p>2018年12月 株式会社オカムラ取締役(現任)</p> <p>2020年12月 Pacific Dental Care Co., Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2021年6月 ノーエチ薬品株式会社取締役(現任)</p> <p>2022年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2022年4月 NU-DENT Co., Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2022年4月 D. D. DENT Co., Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2022年4月 Fukumori Dental Clinic Co., Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2024年1月 株式会社ミルテル取締役</p> <p>2024年4月 AVsion Co., Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2025年3月 有限会社吉見歯科器械店取締役(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社メディカルネット代表取締役会長CEO(ビジネスディベロップメント本部担当) Medical Net Thailand Co., Ltd. 取締役 株式会社オカムラ取締役 Pacific Dental Care Co., Ltd. 取締役 ノーエチ薬品株式会社取締役 NU-DENT Co., Ltd. 取締役 D. D. DENT Co., Ltd. 取締役 Fukumori Dental Clinic Co., Ltd. 取締役 AVision Co., Ltd. 取締役 有限会社吉見歯科器械店取締役</p>	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	た さか まさ き 田 坂 正 樹 (1971年6月13日生)	1995年4月 株式会社ミスミ(現 株式会社ミスミグループ本 社) 入社 2002年4月 株式会社インフロー(現 株式会社ピーバンドッ トコム) 設立 代表取締役 2021年6月 ゲンダイエージェンシー株式会社社外取締役 (現任) 2022年7月 株式会社ジンジブ社外取締役 2023年6月 株式会社ピーバンドットコム取締役会長ファウン ダー (現任) 2024年3月 当社社外取締役(現任) 2024年9月 株式会社ワークポート社外取締役(現任) <重要な兼職の状況> ゲンダイエージェンシー株式会社社外取締役 株式会社ピーバンドットコム取締役会長ファウンダー 株式会社ワークポート社外取締役	一株

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、平川大氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  3. 当社は、田坂正樹氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  4. 平川大氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。
    - (1) 社外取締役候補者とする理由及び期待する役割  
平川大氏は、数々の企業の経営支援に参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的かつ中立的な立場で当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
    - (2) 当社は、平川大氏を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員に指定し同取引所へ届け出ております。
    - (3) 平川大氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  5. 田坂正樹氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。
    - (1) 社外取締役候補者とする理由及び期待する役割  
田坂正樹氏は、数々の企業の経営支援に参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的かつ中立的な立場で当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
    - (2) 当社は、田坂正樹氏を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員に指定し同取引所へ届け出ております。
    - (3) 田坂正樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者に対して為された金銭的賠償等に係る損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(役員等賠償責任保険契約の概要)

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年4月に更新をする予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合は、各氏は被保険者となります。

    - (1) 填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
    - (2) 保険料  
保険料は全額会社負担としております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かわ さき よし お ※川崎 芳夫 (1955年1月24日生)	1976年4月 福島印刷工業株式会社 入社 2002年4月 同社理事兼東北事業部長 2010年4月 金沢シール株式会社取締役生産本部長 2011年4月 同社常務取締役生産本部長 2018年5月 株式会社友功社執行役員 2019年5月 同社取締役河北工場長 2022年1月 丸金印刷株式会社顧問 2023年7月 当社 入社	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	そう みや はな え ※宗宮 英恵 (1982年2月26日生)	2008年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 牛島総合弁護士事務所 入所（2019年2月まで） 2011年4月 消費者庁企画課・消費者制度課出向 2015年5月 ジョージタウン大学ローセンター客員研究員 ワシントン大学ロースクール客員研究員 2015年9月 日本銀行政策委員会法務課出向 2017年5月 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局・内閣 官房特定複合観光施設区域推進立案・法制化担当 2019年3月 のぞみ総合法律事務所 入所（現任） 2020年6月 テンアライド株式会社社外取締役（現任） 2022年6月 株式会社駅探社外監査役（現任）  <重要な兼職の状況> のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士 テンアライド株式会社社外取締役 株式会社駅探社外監査役	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	いわ せ ひろ みち ※岩瀬弘典 (1970年11月17日生)	1994年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 2008年6月 有限責任あずさ監査法人 社員 2025年7月 岩瀬公認会計士事務所 代表 (現任) <重要な兼職の状況> 岩瀬公認会計士事務所 代表	一株

(注)1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当社は、川崎芳夫氏、宗宮英恵氏及び岩瀬弘典氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 宗宮英恵氏及び岩瀬弘典氏は、社外監査役候補者であります。社外監査役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。

(1) 社外監査役候補者とする理由

宗宮英恵氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外監査役候補者となりました。

岩瀬弘典氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の適切な監査を行う能力を有するものと判断し、社外監査役候補者となりました。

(2) 当社は、宗宮英恵氏及び岩瀬弘典氏を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定です。

5. 川崎芳夫氏、宗宮英恵氏及び岩瀬弘典氏の任期は、当社定款の規定により、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2030年3月開催予定）終結の時までといたします。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者に対して為された金銭的賠償等に係る損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(役員等賠償責任保険契約の概要)

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年4月に更新をする予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合は、各氏は被保険者となります。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

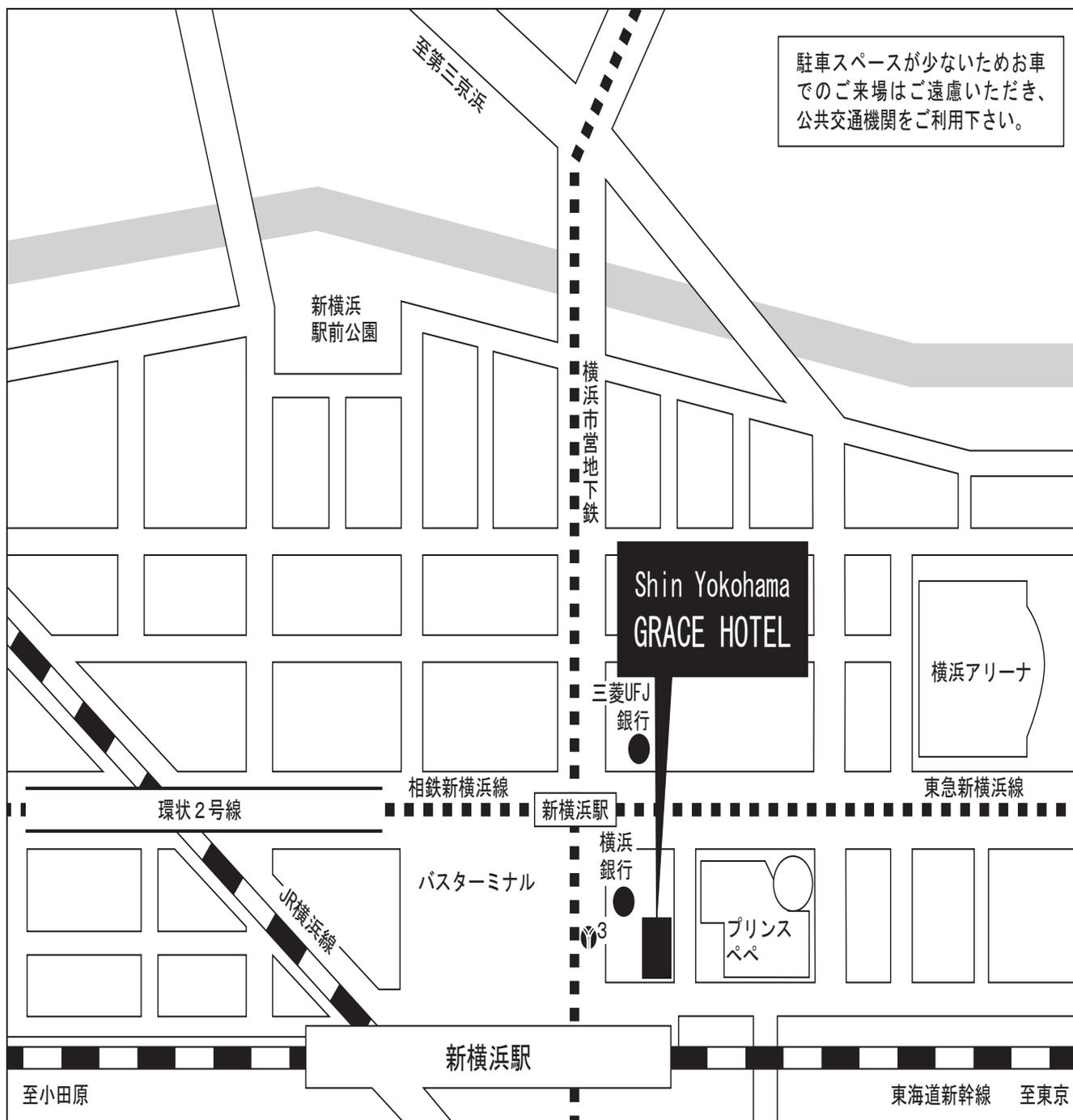
以上



# 第47期定時株主総会会場ご案内図

会場： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号  
新横浜グレイスホテル

TEL 045-474-5111



交通 JR各線・東急新横浜線・相鉄新横浜線・市営地下鉄 新横浜駅より徒歩3分

